

台東区内居宅介護支援事業者 各位

居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて

平成30年度介護報酬改定においてターミナルケアマネジメント加算が新設されました。当該加算を算定するにあたっての留意事項等を取りまとめましたので、ご確認ください。

なお、当該加算の算定状況が平成31年度より算定可能となる特定事業所加算（Ⅳ）における要件に含まれておりますので、各事業者におかれましては適切にご対応頂きますようお願いいたします。

記

1. 対象基準

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

居宅介護支援費 リ ターミナルケアマネジメント加算

注 在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

2. 留意事項

①対象利用者が、死亡診断を目的に医療機関等に搬送され24時間以内に死亡した場合にも算定可能

（※居宅介護支援経過へ必ず記録をしてください。）

②死亡日及び死亡日前14日以内（死亡日を含めた15日間中）に2日以上居宅を訪問していれば、死亡日当日に居宅を訪問していなくとも算定可能

③利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定

（※現在は、国保連のシステム改修が終了するまでは、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月に算定することとされているのでご注意ください。）

【別紙「居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて（平成30年4月13日厚生労働省老健局振興課 事務連絡）」参照】

④一人の利用者に対し、一か所の居宅介護支援事業者に限り算定可能

（※算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した事業所が算定できます。）

なお、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）における算定基準も併せてご確認ください。

台東区介護保険課事業者担当
電話 5246-1243